申請等の流れについて

4月下旬

事業所は、区へ交付申請書類を提出します。

※受付は、福祉部障害福祉課障害者施設担当(主たる対象者が精神障害者の場合は、保健衛生部予防対策課精神保健担当)で行っています。

5月上旬～6月上旬

区は、交付申請書類の内容を審査します。

補助対象事業所の要件に合致していない

区は、不交付決定通知を事業所に送付します。

補助対象事業所の要件に合致している

区は、交付決定通知を事業所に送付します。

事業所は、請求書を区に提出します。

～6月中旬

区は、1回目の支払いを行います。

7月中旬

区は、2回目の支払いを行います。

※事業計画が当初から変更になる場合は、変更交付申請をしていただきます。

10月中旬

区は、3回目の支払いを行います。

1月中旬

区は、4回目の支払いを行います。

翌4月下旬

実績額が交付申請額と同額の場合

事業所は、区へ実績報告書類を提出します。

実績額が交付申請額を下回った場合

事業所は、区へ実績報告書類を提出します。

実績額が交付申請額を上回った場合

事業所は、変更交付申請書類を提出します。

翌5月中

区は、実績報告書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。

区は交付額確定通知書を事業所に送付します。

区は、実績報告書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。

区は交付額確定通知書を事業所に送付します。

事業所は、期日までに区に対して返還金を納付してください。

区は、変更交付申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。

区は、変更交付決定通知を事業所に送付します。

区は、追加交付分の支払いを行います。

事業所は、区へ実績報告書類を提出します。

区は、交付額確定通知書を事業所に送付します。